

副市長・ 教育長が決定

9月27日の9月定例会において選任同意を受け2人目の副市長に江角忠也（えすみただなり）氏が決定しました。

同じく辰川五朗（たつかわごろう）氏が教育委員に選任され、10月1日に開催された教育委員会で教育長に互選されました。

副市長の条約定数は2人となっており、事務担当、事業担当と業務を分担します。

任期は、江角副市長が10月1日から平成23年9月30日まで、辰川教育長が10月1日から平成21年4月28日までです。



辰川五朗
教育長



江角忠也
副市長

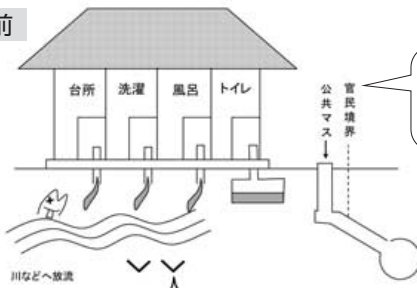
庄原市の 水環境を 守りましょう

下水道課 ☎0824-73-1175

下水道供用開始区域で、まだ下水道接続されていない皆さんへ！

供用開始から3年以内での接続が、 下水道法で義務付けられています。

接続前



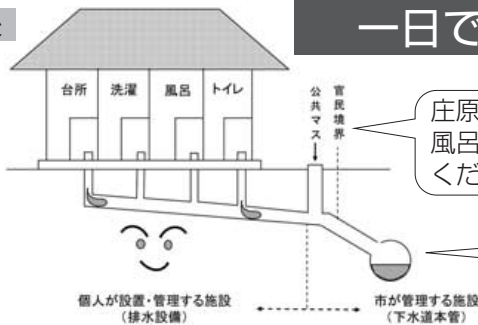
汲み取り便所が設けられている建物所有者は、下水道法第11条の3第1項により、処理開始の日から3年以内にその便所を水洗便所に改造しなければならないと定められています。

皆さんに、下水道施設へ接続していただかなくては、せっかくの施設も役割を果たすことができず、効率的な運営管理をすることができません。

排水設備が整備されると

- トイレの水洗化により、悪臭および蚊やハエの発生を防ぎ、快適な生活と良好な環境が得られます。
- 生活雑排水が、直接、川などに流されなくなるので、公共用水域の水質や自然の美しさを守ることができます。

接続後



一日でも早い下水道接続をお願いします

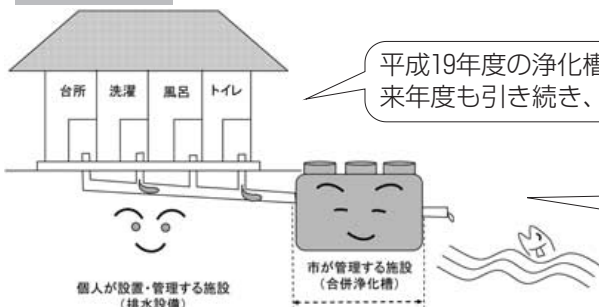
庄原市下水道排水設備指定工事店に依頼し、トイレ、風呂、洗濯、台所などの排水を公共マスへ接続してください。

供用開始から5年以内の区域であれば、あっせん融資制度などもご利用いただけます。

下水道処理区域外は合併浄化槽で！

合併浄化槽も、下水道と同等の効果が得られます。

浄化槽設置後



平成19年度の浄化槽設置申し込みの受付は終了しました。来年度も引き続き、市町村設置型浄化槽の整備事業を行います。

下水道処理区域外で、個人設置されている浄化槽を、市へ帰属しようと考えられている方は、必ず浄化槽清掃前に申請してください。